

# 札幌市立札幌中学校 部活動振興会規約

## 第1章「名称および事務局」

第1条 この会は札幌市立札幌中学校部活動振興会と称し、事務局を同校内に置く。

## 第2章「目的および活動」

第2条 この会は部活動の振興を図ることを目的とし、次の1～3の活動を行なう。

1. 部活動振興のための活動。
2. 部活動の円滑な運営のための支援。(外部指導者への謝礼を含む)
3. 部活動費等の支援。

## 第3章「会員」

第3条 この会の会員は部活動に参加する生徒の保護者とする。

## 第4章「役員・幹事(部活動顧問)」

第4条 この会には次の役員を置く。

1. 会長 (1名)…PTA会長
2. 副会長 (2名)…PTA副会長から1名、教頭
3. 事務局長 (1名)…幹事会(部活動顧問会)から1名
4. 事務局員 (1名)…幹事会(部活動顧問会)から1名
5. 会計 (1名)…幹事会(部活動顧問会)から1名
6. 会計監査 (2名)…PTA会計監査

第5条 この会の会長はPTA会長が兼務し、その他の役員は会長が委嘱する。

第6条 この会の役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、この会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐する。
3. 事務局長は、会務を遂行する。
4. 事務局員は、会務の遂行を補佐する。
5. 会計は、この会の会計業務を遂行する。
6. 会計監査は、この会の会計および活動内容を監査する。

第7条 この会の役員の任期は1年とし、再任および兼任を妨げない。

第8条 この会の幹事(部活動顧問)は各部の運営に当たる。

第9条 この会には顧問を置く。学校長は会の顧問として必要に応じて会長に助言を与える。

## 第5章「会議」

第10条 この会には会議を設ける。

1. 総会
2. 役員会
3. 事務局会
4. 幹事会(部活動顧問会)

第11条 総会は、この会の最高決議機関で、役員・幹事・全会員で構成する。

第12条 総会は、毎年1回会長が召集し、年度当初に開催する。ただし、会長・役員会・幹事会(部活動顧問会)が必要と認めた時は、臨時に総会を開催することができる。

第13条 役員会は、会長・副会長・事務局長・事務局員・会計・会計監査をもって組織し、会の重要事項を審議決定する。

第14条 事務局会は、事務局長・事務局員・会計、オブザーバーとして教頭(副会長)をもって組織し、幹事会(部活動顧問会)を企画運営する。

第15条 幹事会(部活動顧問会)は、幹事(部活動顧問)をもって組織し、部活動運営上必要な事項を審議決定する。

第16条 幹事会(部活動顧問会)には、事務局長(1名)事務局員(1名)会計(1名)生徒指導係(2名)割当係(1名)を置く。

## 第6章「会計」

第17条 この会の経費は、部活動加入金(振興会費)によって賄う。

第 18 条 この会の会計年度は、4月1日より3月 31 日までとする。

第 19 条 この会の会費は、総会の承認を得て札幌中学校部活動振興会規定の中に定める。

#### 第7章「規定」

第 20 条 この会の運営に当たっては、必要に応じて幹事会（部活動顧問会）で規定を定め、役員会の承認を得る。

#### 第8章「附則」

第 21 条 この規約は、平成 14 年4月15日より施行する。

# 札幌市立札幌中学校 部活動振興会規定

## 1. 「目的」

この規定は、札幌市立札幌中学校部活動振興会規約第7章第20条に基づき、部に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 「参加資格」

この会の各部の参加者は、札幌中学校に在籍する生徒とする。

## 3. 「参加手続」

この会に参加を希望する生徒は、入部申込書に必要事項を記入の上、払込受領証を添えて事務局に提出し、入部許可を得ることとする。

## 4. 「会費」

会費は、一人年間体育系・文化系ともに5,000円とする。ただし、中体連に個人参加する生徒は、一人年間2,500円を会費とする。なお、一度納入された会費については、理由の如何に問わず、返金しないものとする。

## 5. 「指導者費、引率者費」

指導者費は、メイン顧問に30,000円、サブ顧問に15,000円とする。  
また、外部指導者には15,000円の謝礼金を払う。

## 6. 「活動時間」

ア 月～金曜日 → 開始時間…帰り学活終了後から  
終了時間…最長18:00  
下校完了時間…18:15

※特例として、中体連・新人戦(文化部はそれらに準ずるもの)は2週間前、その他の大会及び発表会は1週間前に、顧問が教職員に周知することを前提とし、最大30分の延長を認める。(終了時間18:30/下校完了時間18:45)

イ 土・日曜日、休日・長期休業中 → 8:00～17:00

※上記以外の活動時間については、幹事会(部活動顧問会)で別に提案する。

ウ 完全下校時の再登校時間は、原則として次の通りとする。

※一般の完全下校日は16:30～を基本とする。

それ以前の校舎への立ち入りは認めない。

※活動終了時間は平日の活動時間に準ずる

エ 朝練習は7:20～8:15を基本とする。(保護者了解のある生徒に限る。)

※準備や後片付けも活動時間に含む。

注)儀式の準備による会場設営の状況や、感染症等の蔓延防止、気象状況等を考慮し、部活動を自粛することもある。

## 7. 「部の設立・廃部」

ア 部の設立は、原則として年度始めに、担当教師が1名以上存在する場合とする。

イ 部の設立は、原則として部活動入部時に、1、2年生が体育系10名以上、文化系5名以上の部員がいる場合とする。なお、部員がこれに満たない場合、その年度の設立は認めるが次年度も満たない場合は、それ以降は部員を募集しないこととする。

## 8. 「改定」

この規定の改定、および規定にない重要な事案が発生した場合は、幹事会(部活動顧問会)で審議・決定し、承認を得る。

<令和5(2023)年度設置部活動と顧問>

[体育系]

- ・男子バスケットボール部 … 大坪
- ・女子バスケットボール部 … 正田
- ・女子バレーボール部 … 藤田・奥山
- ・サッカー部 … 佐藤
- ※令和6年度より募集停止
- ・男子ソフトテニス部 … 川村
- ・女子ソフトテニス部 … 長尾
- ※令和5年度より募集停止
- ・野球部 … 工藤・大崎
- ・バドミントン部 … 岡久・谷本
- ・個人種目クラブ(大会引率のみ)
- ・水泳 … 木谷
- ・柔道 … 千葉
- ・剣道 … 高橋(慶)

[文化系]

- ・吹奏楽部 … 谷口・澤田
- ・美術部 … 石見
- ・木材工芸部 … 未定